武藏野妖狐傳

へ 13
2317

武藏野妖狐傳

へ13

序

天地之性人為貴人之行莫大於孝狐之性莫大誑於人矣人之性非是誑於狐者也其志不直而無真也四海之内含氣之類人最為貴是人與禽獸不同也有此貴性而厥心正直何得有災矣為善天必福之為不善天必禍之何疑之有頃伊那邑有妖

狐之災。因平来告予曰。邑人謀之。
而不知其非。已迷入日。忽知其
非悔帰正直。是人之性貴。而其生
也直。因平謂予曰。願爲我書之。
欲使後人知迷與不可迷之義。
予美其言。於是所口言。受之筆
以成此小冊。名曰武蔵野妖狐傳
文政庚寅秋九月　橘大亙序

武蔵野妖狐傳

寳飯郡下佐脇村高千五百六拾壱石七斗八升四合
家数弐百六拾軒余人数凡千人と云大村也
此村大神宮の御祓始りし寛六月上旬の
事とし浄土宗花春庵庫裡中山龍山山伏
明王院百姓中蔵右四軒の祓始りし
右四軒ハ不及申村中不残お祓ふり右村
総日にして氏神まふ参後於侍衆拾五徒
花屋かゝり東海道筋御油町口所作踊参り
是らの人老若小ともに家な施行餅拾

六條右衛門持おしが今五日ニ内證切ハ施ニ
是ハ安具の志よりて善事と云置し
右之後八月二日ニ麻上下帯刀ニ而右の侍云人
来り亚亭の上ニ座下り向き坐ニ而於此時刀を
序ミ十ヶ年女房ヲ四十ヲ斗兄ヲ作ル嫁十七歳娘
おかい事十四歳是ハ容儀もよき者也其妹ハ
小と申ス（新九郎）此内主婦ハ兄ヲ作細ヘ仕業ニ出ル妹ハ
其所へ極どにきり留田ニ而獨りおかい川居ル右侍
中ニ而有之家ハ伊勢大神宮也何もこれなく候事ハ
なれハ此家毎日まわり候由ニ而間ニハ此宅へ来り

居ル今日ハ氣流も初り通ニ旅ニ出て秋中もさい
まるもの宅一つなれハ在べし家ハ右氣流止る志ニ
人ニ急ニ氣ル極ニ志の起ルことを一時ハさしや候旅
被もまず降ル候所もなく方ニ而回り歩く者ニ而ハ
日ニ何度も此宅へ来て秋中も守り居也氣流
多ければ散残も修業なるべし家内の入用まで
頼むよし又此門口ニ手之助と云もの悪く信
心なきハ手洗の水を新桶ニ汲置べし此與加減
修行なるべし是も家内入用まで下の又此村方
持合の人形もなるべし其ほか おいて二四日も済由

二

夜ふけて錢を撒ちるが、其上の伊勢乃者ハ
篤志を送りて下車程にて信心して目ヲ瞑
念佛ヲ八遍唱べし怪おかり其数の通りにて
目を明て見まけず右の侍忽チ合へてゐられず
唯床の上ニ天照皇大神宮乃御祓一本ありて
おかり怪心小おもひ乃際ぞ識大神宮様御入と
心得をぐ小細ト別ち友親兄弟も行衛めたど
其親兄も識誰乃仕合と大迷ヒしてめつたに
恨ひ隣十三郎にも贈せぐ錢をいれて其之仕舞
所持小散錢もつかんでふれと云れバ不来てらず

水の用心して丈夫ニ忽ち余諸の人集りて
手洗てハめしが錢をなげけ候れハ山の様ニつもり
近所合ヒ集りて中々侍く村中一統一時入合名主所へ
右の侍中上下の者を立歌ふハる張てもちへ出
是取次ぎ錢うちちやれ乃神酒大樽
まで取寄別ちる夕の事也 近村諸方ニ余諸
大勢相集り来ル大旅合也てふ夜もいけ候ひ
昼夜村中も大さわぎ錢前後を忘れて
ただおもひぐさ錢立つ手帳ちる夜ハ人形を出
初ル祭合二ケ目の内也 極三月夜がりやかにおかり

極て居る所へおかげの神を尊く敬申
ちて銭拾文乞はれけれハ是ハ千万難有大神宮様
の下され候ことはかり大神宮様の御事とおもひ候
五日の朝中山新山方は右侍を麻上下で参り更
度々は通り申ニ付候折節在宅申候
世話内談致度と云けれバ座敷へ通しよし口にて申候ハ
娘を出させてよみ給ふこれ乃ちを見て若し此
ず泣きりてもよし折節を以哉申ても云内儀
おちつが幸おかげと来たる上は御念を入ニ
受て以哉されバ右之侍急度として見えずおちつが

誠大神宮様の御入来にて候ハ新山も悦り
ぬればむり一ツ宛やけば沙の龍山大坂まで参る
成てさるぎたる是ハ大神宮ニ而下さるがりや
入新町の社と云なくおかけの方ハ本宅ておちつが
方へつぎとおもひおかけもおちつがも末社の神
所の御出も少も何方御神社所移りあり
おかけの方所の社所へ入と云ハおちつが参りて礼儀
正しく先の床の所の社に云示をおそれして
又今日上を見るの事文今日ハおちつが私方へ御出
社所へ出られて中息を以て了遊ばれかけ参りて

是又祭を遂、礼儀正しく座に上の者から上りて
床の前へ向ひ而相社を拝して、夫より神酒の
房を頂いて大前にかしこまり居並ぶ、此所にての
のかずも正しく坐して沢山立並びてころん
も格別なりして役く成おおさ中りなるし
六生時分から村中の者夜ふかしまですず大さわぎ
而る漂に髪は甚殿と云者あり右拾六七歳にて
持でかみ油にておかりおちゃか一所おかめへいと添
村中若者皆ひ急き驚る者をかかでて立去人を
のせてかみまりかみ油とし甚感ものすごく帰ともも

大神宮様の而末社両越るて大小ほのかにうかゞひ
成て作くる髪をも丁寧にゆひ男振もうるはしき
ありまけて男の様におかつらを若美男、仕立化粧
をつけ或ともあちらの化粧しておちゃびなども中老か
年の男、仕立化粧して常の男前よりも勝
小は京影を新異形の人物こし神の様り
つらんとおもふ中にし勿論むかしより毎
歳九月近へ若者その歳の当影をかけ右を去人をと
かみ油にし甚感ゆる人り甚感を帰たのしかかり
若ッ髪をゆひ化粧して沸若男若者さはぎ

ゆきて急き帰り給ひける夜しるべく人々あやしみ女中
玉なさるゝ事がする宮の所本社の大なりて
市待兼しに病の瘉ずしてたゞ人は
死ぬからくなきつる事なかりしかも帰りても見
而人相なる舞頼大神之御前にまいりて難有
おそれ多くして有る人もいのり悲しみて相成る
もありしを不附て有る事道（ホウル）ともなし是非も皆
大運の事にし相村中若きものゝ中花陰成
まで始を男小供に至り村中不残おそれ
夢おかりしは人々にもこゝろ天神宮様村中細路まで

御通りは世に是は若き娘の神村中に至りし
下宮にしても不浄をいとひし吉祥に右之人の女
賑ひのも村中を廻りし様子にて右之人々の
格別面白き様に小さき事にて賑ひのうち
あてたやすく祈り念を込め大御祭り、こゝろ家には
大神宮末社所のりありて本社に添てり心地
してさまざまの見物は当村の見物もあり舞も
ありて御山にさまざまの事もありし賑ひ合申し

一
条宿泊致し候へず返り候事家々宿夜は毎夜
こまやかに思ひたまふ所夜人の縢に随ひ返しそれ何

百人ともありもはしぬ程ニ而路ル人もみな又
入来ル人もあり先ツおかり方へ禰宜が西ノ宮釈
力蔵もめりたる為がしがり襦を着て寳殿ニ
諸ニ居ル式を麻とおがみ又へと始とも拵がむ
家ニ成ル事りしおちかが方へおす社祭りし此方へ御参
とい〳〵ておかりかり許して其中のおきる事万端
お渡お極もりまじ見える〳〵おちかが方へ御おす
社務人と云日本ニ格別此宅へ参ル宿致し
是へも衹かくこもり数百人ちかやくうちへりのほり
も民山ニ茂

七日御馬添ひ若衆共大勢ニ而ぬやしいうち
ちうりしてさうちきかず参詣ニ来ル為登村人々も
沢山參り来ル
八日國府ニ大きい小さいの子参り参詣もちなし
大神宮様伊勢ノ御守を此所ニ而下さる夜中に出て
國府ニ三所南西の神戸ヘ入りの御札此ニ神へ
御守を下さる参詣ノ者ニ大分村市民信心
の人々へ御守を下さる御裁ニへし〳〵と云ニ而
れバ市民ニ而夜へも格別ニ大神宮様の御守を下
其ヲ麻上下ニ而御神酒を（手洗し）持参村役人衆

も御上下共拝み奉りてもうらふはい心持小
飯て出かけしそて早ク御守頂戴して参詣所へ
アヽ多帰ル下伊服村ニ御守頂戴仕、其の表屋かさ所へ
次右衛門又太夫与次右衛門清右衛門かさ所伊勢守
定平父右衛門次九人ニ御守持参ニ而御守石山寺
観音の御札八幡寺観音の御札正観音の御札
其外白札御守の中ニ西寺ニ相かし也と思ふ
かも参りこちまし日とおわ居
九日國府ヶ右御守の御札参とて大坂表迄
馬小附送り七ツ立帰出

七日ニ伊勢おかげ参の者親子弐人参り廿川
よい所に先者中ヶ御出立申ス関東より者共度
近ヶ市先近ニ参り、也返分の鳥ニ而先々御侍さ人
頂戴ニ而候様八其ゆ方ハおかげ参ると云て
引き帰る太神宮様ハ東海道ニ而國頂戴
本道より南下伊服村ゟ頂ニ御頂戴頂候道ゟ参る
伊勢を頂戴ニて参りて居る信心ニ而世度
参り候所帰り下伊服村を尋て参りハ参詣
すへしとの申候其ハ御村ニ参りしおとの
刻し候御親ハ又十位者人子ハ拾五六歳位者へ
八

親子ともに無事にて、かゝる物もたりし至極要術
さらに見へ候まじ、幸ひ清右衛門と云もののせがれの
衣持居合せ候ゆへ、ありがたく成て今夕は私
方に泊り申し、亦余清方へ罷り出しと云
へは、親子とも悦び、丈夫同道して宅へかへり
候ふ親子驚きて風呂も出来候ところへ
夜具も新しきを出して、物をとりあつかふ
今夕気に着きものゝ小袖を取て下されかし
面白きとも存る由、右乃着もの私に
も仰せ下されと云へば、若者大いに悦ど

候ふ人乃おくまうれば、此を云そう時、私をせば
伊勢の長官なんどと云此度衣持面白き所
ちせ云ふにまきをかりもちまけを着てこゝぞらん
のなかをとりぬまま冠に極く長松をうて大傘
借物其いと着着乃掛を候は、依る物もたり
衣手狐なれば狐かた成ば別るむかし昔く衣冠
正しく堂上乃是を捧出へ茶の衣長官を此の振
小行るへし此村中を通り、其村の余清の陣
ひしくの目小にも見物多くなりて候乃若
物とも見て身の小袖かくしてバかりすし候る

八ツ大ニ當りし乙かりし故又て帰りの それ
小雨降りけれど右の長宮ニ下駄をおきとて
信しけれど讀取りたに持てきだりして帰りて
請太宮つニ宿りし翌日早朝ニ参詣仕ニ度由彩ん
若者子どもニ篤錦二枝早乃を小かざりし立
右乃若者宿で小坂井迄送り丈夫ニ寧ニ御焼の
礼を云候残念送りし人々ニ思ふまま極信心の
おかげ参りし召ふ甘りし故ニて事も露顕し
て後ニ考ぬればハ秋中雨の降りニ下駄ノ手ニ
持も如きんしいくさまけさい狐の是ニハヲアリして

宿類宗小ぞいハ
一先達る国處にも所へかかぬ所に
御猶を降らせて来て乃者ニ成て私を
関東のおかげ参りも四日市先き迄参て
所持お含し小大神宮様を拝度国處へ
旅立し私も先々国處へ参詣して帰
りしと係られたせ云ハ無てきいかいつくく

しておまゐりし篤錦をかきし
しかるくおそく先達る
日ニ成て大神宮様を拝ミ度
被遊ル御門前ニハかぬ所ロ
由ハ社を取らせて来て私を関東のおかげ
参りや四日市の先き迄参て所持お含し小
先々国處へ参詣させて帰りたと係られたと云
へハ家もま所へ参詣してあやられバ与ニ其所
参ハ成りしになん訳まてけるも露顕せ
時狐が割りて自帰狐まては人ニ入譲まで

今夕大當りと思召し被成て帰りの節
小雨降りければ右の長屋へ下駄をあづけとて
借しければ請取り手に持て差出して帰りて
清太郎へ返し翌日可返へ参候處彼者
若者可參に鴬谷二枝里りをかざりて立
右の若者日参にて小坂井迄丈夫寧に勤めの
礼を云無残不返下し人々も思ひ不思議信心の
おかげ参りと思ひ申りし故で事露顕し
て後に考へぬれば秋中雨の降た下駄を手に
持も始めしいくさまざまの足にはいて

もあけぬものとおまいり鴬谷をかまし
ふごしやう歩しかるくおそくりしを進る
同様にも為者に成て大神宮様を拝し度
同様へ頼み候ば彼様迄御門送にはかぬ不日
御祓を降らせて出て猶も関東のおかげ
参りや四日市の先近参て頼侍お参りし
先を同様へ参詣して帰りまと仰られたと云
へば家も其所へ参詣してみせられば其所
御に成りになんぼうてはすもの露顕せ
時狐が剥し自帰狐ではりと人に入讒ある

まハ座なく候ハ古ク成り白狐になりて人ニ付
入魂ある事ハせぬ也上手ニ人ヲ誑ス也或
者侍ニ成リ又ハ百姓町人ニ成ル所ニ往来
ありても人乃あらぬ様ニ成とてハ年数七八
百年も生経自テ白狐ニ成や此上ハ善事
をなし悪事ヲ止メて稲荷大明神ノ眷属なり
冠職あるものし此度は人をばなやまさず迷
人を察して誑のみにて大騒ある也楽ムの
是ハ狐がえしこ也此なれバ人を乱し
此なれバ狐ハ格別ニ住ムものニも有らず唐ヘ

一 花春日房是も御被降ニ而浄土宗ニ當時ハ尼僧

發起居日根ニ居ル狐ニ狐大勢ありて起しける折
若先達當ノ所被正直ニ雑有しせおもへ此者ハ
伊勢参宮ニ出きていずれかくしず此度の雑を
のがれしハ正直ニて伊勢の所被也ヘ所ハ礼ニ
伊勢へ参宮せしし寺ニ居で而でさらぐ
たゞ外のなし唯正直ニて参宮せし也へ
安穏ニて雑有御加護をうけしなり

一 明王院山伏ニ而も所ハ被頼して此ニ狐え
発起して是ぞぬれと此法ま信力強く此ニ御札
守も嚴然とありける是ハ発深ニ居して而て然

若し薄世義者行正しけれバ心気角直行に正し
くなれバ直ハ心正直になるとても狐をはなれず（?）
る第に添事なしさるべし
十日國府ニハ三郎先台中清ん御守ハ國府
三郎とも白札し當ハ月之ら錢を神り合らハ十日
なれバ都合の日目に成ニハ三郎海りし考み
まだ許ハ正直の人なりましたが風吹も
あらけて御守に白札出しる事ある事と御の郎斬
も不當しハ雖中来ルハ三郎生質善悪是非の
辨へなきものなりましたが家是に小迷てしも右武斬

し居ロも不正直ハ國府府中ロも不正直ト一節に於
けまみ一旦の迷に藩なる御事でなく其の正直になる
そのし家是を正さざれバ成りまず様に
おかりハ家めなくし必定狐入魂して成ス下
以今迄ハ親が蔵も又小ちつかず唯神様の御
のり経道かと思ましし母親ハ有る察申る直を
申へ若此促まで遠上方へ引まわしものまもなの
らず又ハ神様前のり経道ても御立かへりの頃ハ
常まででも更成けハセまいらと志つかれして居し
是ハ女の情にてなのるよし去程ニハ三郎身持て

昭猗にし力蔵宅ヘ呼込で急ぎ祈おがみも其宅
又おちつがも居合けれバ呼ら都守ハ白札にて
粉者次第しと云那先に白札印京又不叶ハ
いへ明鈴遣ハ急ぎ取題差上せ申しトて白札まても
御信仰の所有る云ものじと云当三郎大に怒り且御
守を出して取題ル板に御札いさぬ事定役等
も狐なりいつ入魂せし私共御狐に申遣し不言ハ
云りくいつて言ハずへしと三ハ三郎が夢中成り
右狐の入魂せし人は小落成て気力も気宗
もおちのへ取り明るまで神様と思ひし人こと

人ハ日ごろ狐なりと思ひしも人ハ萬物の霊なりとて
是迄八日ハたゝかされても家来数もつ責めれバ
一時新組合いけ集右ノ二狐入魂のもの
後手にちつでる是分して承御ニ申遣ト云共
を何レ分来りた所へバ三郎等狐ハ武蔵野の
狐にて仲間も追ておへて於て以人今りでハ
江戸八丁堀ト云町に成りて其傍りに居ル所狐ハ
當年近八百年生き是ハ大神宮御本社トなげて
居ル先ゟ有者二人成ハ狐も讀て長年の古狐
是三狐ハ人ふもつかぬ所場合ハぬけて呼侍り

成りたり或ハ百姓町人の姿になり人のしらぬように
往来之人亦を窺ひ察し機ヲもつて（通ジ以テ事ヲ計リし）迷ふべき村方
でも町までもたぶらかすし格別害ふなる事ハ
せぬ怪大さうぼうをもって衆生の楽しみなり
又入混せし二ツハ其ハ眷属ニて頭ノ形がかはけを
消てり此世を捜し人がまるも眷属大ぜん
なづけ給ハぬ村ニ入りてまた人をこうま
きおして悩ましたり悪き人を付先に
たぶらかしつけ一同ニ人等なるし先達之国家
おもふまゝにたぶらかしまふ老川若ぼ御使も

されとたばかし其ハとても実の術人もなし
俗ニ長袖袈裟も世ぬ方之こし此度も叩りも無類
を立ば知人もなし家去一向知事でも何毎ぞ
して何楽と云るあられ給ハ何の事もなし哉
関を幸なる術師を示し此度御役の上ニ京小田へ
遠ニ来て之何騒りて出合大さうぼうして見んと
て国家ヘ神霊分義迄列騒列をさわがせしよ分
口ニ入に急キ帰りし其ハ世しこ小ハ我ニ女義故障
なし迎る者ら知届てし也云六三郎ま之外之
余ていうのさなくしてはの事を申すし以後此記

一 村方名主方江届ケ事済なり
力蔵宅散銭拾壱〆八百文乾山方散銭も
拾壱〆文但両方合テ弐拾弐〆八百文右着
之指添人近村江無面目とて二川宿近在
為存し居候処近日ニ而此節ハ人前法会ニ致
之者共も急ニ而論者右着も立帰り村中寄会
成候而去冬入用力蔵乾山二人分相談候を
右散銭ニ而取計候趣上ニ而相済
也修復料取立候分ハ右二人へ支払し
龍山子にも渡し　世話人吉田呉服町桐屋分

書付抔取置も何様ニ仕合可致離縁ニ相成候段
貯貴也病ニして兼而女之房も入魂離縁也
成り候其迄何ヶ年も如何様ニ無之候而何様抓
か言て其人ハ覚へなしニなん力蔵始メ候も
入魂離縁ニ而先生所ニ而出家候も咄候ハヽ是も同様
何事も覚へなし彼村役人へ分力蔵龍山ニ至
人ハ七日閉門其子ニ候ハ三日閉門ニ付相済候
一 抓日脱の処ニ付散銭を取集り其内弐文銭三
講ニ而壱貫文つゝ残ハ三文分ハ一所ニ合セ候へハ
出ぬ包銭ハ拾弐文てゝも一所ニ集メ居り其節ハ

銭金ハいの之間ハ少の銭でも銭金ニハ入ラヌ也やまし
と云又問何也御供ハ多くの者ヘ云甚手しと
食ス所ニ忽ち分ヶ与ヘ入人ハいのと云けり
費ニ銭拾五文雙ヘ供へとて分ヶ与ヘ拾弐文ニ残ル文
取テ合テ拾五文なし是ヲ大銭と思ヘ与ヘ云ニ当ニ生
しよなき何事も此教ニあるべし　知者必可レ知之
天照皇大神宮者日本第一ノ皇ニして甚尊き

天照皇大神宮者日本第一ノ皇ニして甚尊き
也然ニ京都ハ御遷宮ハなし況ヤ諸民家ニ
何ゾ可有御遷宮哉具ニ侍ル上下ヲ見リ
又小狐が妖ても信モなく為ものなし忽ち
去ル手ナリ夜上ニ御被りしまま少も迷ふべき
事ハなし第一尊き御神が護す侍成ル者
没ハ不残る事もなし為本に正直の心ニ所だ
迷ふ事も妖に成事もなし御被るハ当社
おかげ参りの事しだい其ハの御被と伊勢ハ持参
取返して中追江國分ハ御降ん取被ハ致し捨参

して御座ニ中山宇御師中西氏の宿にて承
るに先ツ伊勢へ行事ハ止りて何方ゟ降キ
散銭ニ至る迄の入用迄ても若しくならんとて相し
事と云ハ禮なるに至り申し候へ共運の始めなれ
過しかバ無正直成ル急用御頼敷事ならバ
御師の祈祷して事を下さるゝ程難有事ハ
なし此度狐にたぶらかされて一人にて伊勢に
参宮せし三ヶ村方ゟ狼藉ニ逢て隆き式もし
躍り志ニ正直成がなくて其虚ヲ附込んで
狐が入込しなるゝ人者萬物之霊なれバ過ニ

門京がつけき形ばくハ神より正直なれバ定めて
狐も顕る事叶まじ夫神国ハ以正直ヲ為本
心正直ニ成ときハ事明ニ成る明徳を明にする
や狐なりの事ハ忽ち知せらるへし傍にていまだ
若者不能にありて今ヶ久ハ急ぎ度帰れと云て二三ヶ
もう誠たく以常当することの篤信しくて
みるに狐ニ妖かされ鄙陋なる根しくも本心を失へ
バ人面獣心とも云し行しかも本心正直なれ
ハ神も隣トなる事疑ひなし 能々心
を正直ニ信義をを守る座し 究明覧之

文政十三年九月廿二日に求め

3年　10月